

## 成田市利用者支援事業（基本型） 業務実施者連絡会設置要綱（案）

### （設置目的）

第1条 成田市利用者支援事業受託者（以下「受託者」という。）が、地域の子育て家庭にとって身近な相談場所を提供し、子育て家庭のニーズを的確に捉え、市の事業との連携を図りながら施設や事業等を適切かつ円滑に利用できるよう支援し、また地域の様々な社会資源を開発していくことを推進するため、「成田市利用者支援事業（基本型）業務実施者連絡会（以下「連絡会」という。）」を設置する。

### （所掌事項）

第2条 連絡会は、前条の設置目的に資するため、次の事項を行う。

- ① 利用者支援事業各受託者との連携に関すること
- ② こども家庭センターとの連携に関すること
- ③ 保育課との連携に関すること
- ④ 健康増進課との連携に関すること
- ⑤ 前各号に掲げる事項のほか、連絡会が必要と認める事項

### （組織）

第3条 連絡会の構成人数は、15名程度とする。また、連絡会への参加は、利用者支援事業に関わる者であって、次に掲げる者のうちから適当と認められる者とする。

- ① 利用者支援事業各受託者職員
- ② こども政策課職員
- ③ 子育て支援課職員
- ④ 保育課職員
- ⑤ 健康増進課職員
- ⑥ その他利用者支援事業に関係を有する者

### （会議）

第4条 連絡会は、年度内に2回以上開催し、こども政策課長が進行する。ただし、こども政策課長が欠席のときは、こども政策課課長補佐が代理する。

### （守秘義務）

第5条 連絡会の構成員及び第3条の規定により連絡会に参加する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、こども政策課において処理する。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。